

市第 126 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 134 号中「同じ。）は、」の次に「当該申請に係る建築物の床面積に応じ」を加え、「第 139 号の25及び第 139 号の28」を「第 139 号の27及び第 139 号の30」に改め、同条第 134 号の 2 中「1 件につき」の次に「当該申請に係る」を加え、「前号に規定する」を「前号アからサまでに掲げる」に改め、同条第 136 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第 1 項及び第13条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第 2 項及び第13条第 3 項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消

費性能確保計画を含む。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(第139号の23において「省エネ適合判定」という。)を受けた建築物及びこれに準ずると認められる建築物(次号、第139号の5及び第139号の5の2において「省エネ適合判定等建築物」という。)に係るものを除く。)は、当該申請に係る建築物の床面積(移転等(移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第139号の5及び第139号の5の2において同じ。)に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積)を合計した面積に応じ次に掲げる額とする。

第2条第136号の次に次の1号を加える。

(136)の2 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料(省エネ適合判定等建築物に係るものに限る。

）は、当該申請に係る建築物の床面積（移転等に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積）を合計した面積に応じ前号ア及びイに掲げる額と当該申請に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第139号の5の2、第139号の9、第139号の10、第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の23から第139号の26まで、第139号の28、第139号の29及び第139号の31において同じ。）（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この号、第139号の18、第139号の23、第139号の24及び第139号の31に

において「基準省令」という。) 第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第139号の5の2において同じ。) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

- | | | | |
|---|--|-------|---------|
| ア | 非住宅部分（工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。第139号の18、第139号の23及び第139号の24において同じ。）の用途に供すると認められる部分及び高い開放性を有する部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 | 1棟につき | 19,000円 |
| イ | 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 | 同 | 38,000円 |
| ウ | 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき | | |

。 同 95,000円
 エ 同

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき

。 同 140,000円

オ 同

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき

。 同 180,000円

カ 同

25,000平方メートル以上の

とき。 同 220,000円

第2条第137号中「同 21,000円」を「1件につき

21,000円」に改め、同条第139号中「中間検査申請手数料」の次に「は、当該申請に係る部分の床面積に応じ次に掲げる額とする。」を加え、同条第139号の2の2中「建築物の床面積」を「当該通知に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同条第139号の3中「1件につき」の次に「当該通知に係る」を加え、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第134号の2」を「第125号の3アからオまで」に改め、同条第139号の5中「完了通知手数料」の次に「(省エネ適合判定等建築物に係るものを除く。)」を加え、「建築物の床面積」を「当該通知に係る建築物の床面積」に、「第136号に規定する」を「第136号ア及びイに掲げる」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(139) の 5 の 2 建築基準法第18条
第16項の規定に基づく建築物の
完了通知手数料（省エネ適合判
定等建築物に係るものに限る。

)

1 件につき当該通知に係る
建築物の床面積（移転等に
係る場合においては、当該
移転等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積）を合計した面積に応
じ第 136 号ア及びイに掲げ
る額と当該通知に係る建築
物のうち一の省エネ適合判
定等建築物の非住宅部分（
一次エネルギー消費量の算
定対象となるものに限る。
）の用途及び床面積に応じ
第 136 号の 2 アからカまで
に掲げる額を合計した額

第 2 条第 139 号の 9 ア中「構造適合審査」の次に「又は建築物の
エネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建
築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査（以下この
号、次号及び第 139 号の31において「省エネ適合審査」という。）
」を加え、「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積
」に、「第 134 号に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる

」に改め、同号イを次のように改める。

イ 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要とする建築物の場合は、当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号アからサまでに掲げる額と次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 構造適合審査を必要とするとき。

構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に

係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積) に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額

- (イ) 省エネ適合審査を必要とするとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物（申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項又は第13条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。）1棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第 139 号の23アからエまでに掲げる額

第 2 条第 139 号の10ア中「構造適合審査」の次に「又は省エネ適合審査」を加え、「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第 134 号に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる」に改め、同号イを次のように改める。

- イ 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要とする建築物の場合は、当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場

合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第134号アからサまでに掲げる額と次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 構造適合審査を必要とするとき。

構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第125号の3アからオまでに掲げる額

(イ) 省エネ適合審査を必要と

するとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物（申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項又は第13条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。）1棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第139号の23アからエまでに掲げる額

第2条第139号の12ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積（変更等）」を「当該申出に係る建築物の床面積（変更等）」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同条第139号の13及び第139号の13の2中「変更する場合（）」の次に「同法第5条第4項第6号に定める事項を変更する場合及び」を加え、同条第139号の14ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積（変更等）」を「当該申出に係る建築物の床面積（変更等）」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3

アからオまで」に改め、同条第139号の17中「あらかじめ」の次に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第6条の規定による改正前の」を加え、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア中「第139号の23、第139号の24、第139号の26、第139号の27及び第139号の29」を「第139号の25、第139号の26、第139号の28、第139号の29及び第139号の31」に改め、同号イ(ア)中「第139号の23及び第139号の24」を「第139号の25及び第139号の26」に改め、同号ウ(イ)中「住宅の用途に供する部分」を「住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）」に、「及び第139号の21」を「、第139号の21、第139号の25、第139号の26、第139号の28、第139号の29及び第139号の31」に改め、同号ウ(ウ)中「（建築物のうち(ア)及び(イ)以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の20及び第139号の21において同じ。）」を削り、同条第139号の18中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ウ(ウ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第139号の29において「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「第139号の24及び第139号の27」を「第139号の26及び第139号の29」に改め、同条第139号の19ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積（変更等）」を「当該申出に係る建築物の床面積

（変更等」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同条第139号の20中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、「変更認定申請手数料」の次に「（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）」を加え、同条第139号の21中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、「変更認定申請手数料」の次に「（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）」を加え、同号ウ(ウ)中「当該申請における評価方法がモデル建物法以外のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同号ウ(エ)中「当該申請における評価方法がモデル建物法のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同条第139号の22ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積（変更等）」を「当該申出に係る建築物の床面積（変更等）」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同条中第139号の31を第139号の33とし、第139号の30を第139号の32とし、同条第139号の29中「当該建築物が同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査をする必要がある」を「当該建築物について省エネ適合審査を必要とする」に改め、同号を同条第139号の31とし、同条第139号の28ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第13

4号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積（変更等）」を「当該申出に係る建築物の床面積（変更等）」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同号を同条第139号の30とし、同条第139号の27中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、「変更認定申請手数料」の次に「（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）」を加え、同号イ(イ)中「第139号の24イ(ア)」を「第139号の26イ(ア)」に改め、同号イ(ウ)中「当該申請における評価方法がモデル建物法以外のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同号イ(エ)中「当該申請における評価方法がモデル建物法のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同号イ(オ)中「第139号の24イ(イ)又は(ウ)」を「第139号の26イ(イ)又は(ウ)」に改め、同号ウ(ウ)中「当該申請における評価方法がモデル建物法以外のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同号ウ(エ)中「当該申請における評価方法がモデル建物法のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同号ウ(オ)中「第139号の24ウ」を「第139号の26ウ」に改め、同号を同条第139号の29とし、同条第139号の26中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、「変更認定申請手数料」の次に「（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）」を加え、同号イ(イ)中「第139号の23イ(ア)」を「第139号の25イ(ア)」に改め、同号イ(エ)中「第139号の23イ(イ)」を「第139号の25イ(イ)」に改め、同号ウ(エ)中「第139号の23ウ」を「第139号の

25ウ」に改め、同号を同条第139号の28とし、同条第139号の25ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積（変更等）」を「当該申出に係る建築物の床面積（変更等）」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同号を同条第139号の27とし、同条第139号の24中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号を同条第139号の26とし、同条第139号の23中「（平成27年法律第53号）」を削り、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号イ中「（居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分（以下この号において「住宅部分」という。）以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の26、第139号の27及び第139号の29において同じ。））」を削り、同号ウ(イ)中「（住宅部分のうち住戸部分以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の26、第139号の27及び第139号の29において同じ。））」を削り、同号を同条第139号の25とし、同条第139号の22の次に次の2号を加える。

(139) の23 省エネ適合判定の判定

手数料は、1件につき当該判定に係る建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部

を工場等の用途以外の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法以外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

530,000円

(イ) 同

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。

650,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。

770,000円

(エ) 同

25,000平方メートル以上のとき。

870,000円

イ 非住宅部分の全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基

準による評価方法の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 240,000円

(イ) 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 310,000円

(ウ) 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 370,000円

(エ) 同
25,000 平方メートル以上のとき。 440,000円

ウ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法以外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満

のとき。	100,000円
(イ) 同	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	150,000円
(ウ) 同	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	190,000円
(エ) 同	
25,000平方メートル以上のとき。	230,000円
エ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法の場合	
(ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	95,000円
(イ) 同	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	

- のとき。 140,000円
- (ウ) 同
10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満
のとき。 180,000円
- (エ) 同
25,000平方メートル以上
のとき。 220,000円
- (139) の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更（当該変更がエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。）を向上させる変更である場合を除く。）に関する証明書の交付申請手数料は、1件につき当該証明に係る建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。
- ア 非住宅部分の全部又は一部を工場等の用途以外の用途に

- 供すると認められる場合であ
って、その評価方法が基準省
令第1条第1項第1号口の基
準による評価方法以外の場合
- (7) 非住宅部分の床面積の合
計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満
のとき。 265,000円
- (イ) 同
5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満
のとき。 325,000円
- (ウ) 同
10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未満
のとき。 385,000円
- (エ) 同
25,000平方メートル以
上のとき。 435,000円
- イ 非住宅部分の全部又は一部
を工場等の用途以外の用途に
供すると認められる場合であ
って、その評価方法が基準省
令第1条第1項第1号口の基
準による評価方法の場合

- (7) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 120,000円
- (イ) 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 155,000円
- (ロ) 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 185,000円
- (ハ) 同
25,000平方メートル以上のとき。 220,000円
- ウ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法以外の場合
- (7) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 50,000円

- (イ) 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 75,000円
- (ウ) 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 95,000円
- (エ) 同
25,000平方メートル以上のとき。 115,000円
- エ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法の場合
- (ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 47,500円
- (イ) 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 70,000円

(ウ) 同
 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 90,000円

(エ) 同
 25,000平方メートル以上のとき。 110,000円

第2条中第163号を第172号とし、同条第162号中「1件につき」を「同」に改め、同号を同条第171号とし、同条第161号の次に次の9号を加える。

(162) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可申請手数料 1件につき 220,000円

(163) 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可申請手数料
 ア 競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申請をする場合 同 25,000円
 イ その他の販売営業の許可の申請をする場合 同 110,000円

(164) 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置若しくは移転又は構造若しくは設備の変更の許可申請手数料

ア	火薬庫の設置又は移転の許可の申請をする場合	同	73,000円
イ	火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請をする場合	同	8,300円
(165)	火薬類取締法第15条第1項の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査申請手数料	同	41,000円
(166)	火薬類取締法第15条第2項の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の変更工事の完成検査申請手数料		
ア	火薬類の製造施設の位置、構造又は設備の変更の工事の完成検査の申請をする場合	同	41,000円
イ	火薬庫の構造又は設備の変更の工事の完成検査の申請をする場合	同	23,000円
(167)	火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可申請手数料		
ア	火薬類の譲渡しの許可の申請をする場合	同	1,200円
イ	火薬類の譲受けの許可の申請をする場合		

(7) 火工品（火薬類取締法第2条第1項第3号に規定する火工品をいう。以下この号において同じ。）のみの譲受けの許可の申請をする場合	同	2,400円
(イ) その他の譲受けの許可の申請をする場合		
a 許可申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	同	3,500円
b その他の場合	同	6,900円
(168) 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可申請手数料		
ア 許可申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	同	12,000円
イ その他の場合	同	25,000円
(169) 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可申請手数料	同	7,900円
(170) 火薬類取締法第35条第1項の規定に基づく特定施設又は火		

薬庫の保安検査申請手数料 同 41,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第133号まで省略）

(134) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請手数料（省令主事適合審査（同法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定に基づき構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に定める基準に適合するかどうかを審査することをいう。次号、第139号の2の2及び第139号の3において同じ。）をしない場合に限る。以下この号において同

じ。)は、当該申請に係る建築物の床面積に応じそれぞれ次のとおりとし、変更等（建築物の計画の変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第139号の2の2、第139号の3、第139号の9、第139号の10、第139号の12、第139号の14、第139号の19、第139号の22、第139号の27及び第139号の25及び第139号の30の28において同じ。）及び用途の変更に係る確認申請手数料（変更等及び用途の変更をする場合の当該部分に係る確認申請手数料に限る。）は、それぞれ当該床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に該当する額とする。

（アからサまで省略）

(134) の 2 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の確認

申請手数料（省令主事適合審査
をする場合に限る。）

1 件につき 当該申請に係る
建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあっては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ 前号ア
からサまでに掲げる 額と省
規定する
令主事適合審査をする一の
建築物の床面積に応じ第 12
5 号の 3 アからオまでに掲
げる額を合計した額

（第 135 号省略）

(136) 建築基準法第 7 条第 1 項の
建築基準法第 7 条第 1 項の
規定に基づく建築物の完了検査
規定に基づく建築物の完了検査
申請手数料（建築物のエネルギー
申請手数料は、それぞれ次のと
一消費性能の向上に関する法律
おりとし、移転等（移転、大規
（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条
模の修繕及び大規模の模様替を
第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定
いう。以下この号及び第 139 号
に基づく建築物エネルギー消費
の 5 において同じ。）に係る完
性能確保計画（同法第 12 条第 2
了検査申請手数料（移転等をす

項及び第13条第3項の規定に基
る場合の当該部分に係る完了検
づく変更後の建築物エネルギー
査申請手数料に限る。)は、当
消費性能確保計画を含む。)に
該移転等に係る部分の床面積の
係る建築物エネルギー消費性能
合計に0.5を乗じて得た面積に
適合性判定(第139号の23にお
該当する額とする。

いて「省エネ適合判定」という

。)を受けた建築物及びこれに

準ずると認められる建築物(次

号、第139号の5及び第139号

の5の2において「省エネ適合

判定等建築物」という。)に係

るものを除く。)は、当該申請

に係る建築物の床面積(移転等

(移転、大規模の修繕及び大規

模の模様替をする場合をいう。

以下この号、次号、第139号の

5及び第139号の5の2におい

て同じ。)に係る場合において

は、当該移転等をする部分の床

面積の合計に0.5を乗じて得た

面積)を合計した面積に応じ次

に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

(136)の2 建築基準法第7条第1

項の規定に基づく建築物の完了

検査申請手数料（省エネ適合判定等建築物に係るものに限る。）は、当該申請に係る建築物の床面積（移転等に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積）を合計した面積に及び前号ア及びイに掲げる額と当該申請に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第139号の5の2、第139号の9、第139号の10、第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の23から第139号の26まで、第139号の28、第139号の29及び第139号の31において同じ。）（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この号、第

139 号の 18、第 139 号の 23、第 139 号の 24 及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第 139 号の 5 の 2 において同じ。) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 非住宅部分（工場等（基準省令第 10 条第 1 号に規定する工場等をいう。第 139 号の 18、第 139 号の 23 及び第 139 号の 24 において同じ。) の用途に供すると認められる部分及び高い開放性を有する部分を除く。以下この号において同じ。) の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

1 棟につき

19,000 円

イ 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

同

38,000 円

ウ 同

	<u>2,000 平方メートル以上 5,000</u>		
	<u>平方メートル未満のとき。</u>	<u>同</u>	<u>95,000 円</u>
<u>エ</u>	<u>同</u>		
	<u>5,000 平方メートル以上 10,00</u>		
	<u>0 平方メートル未満のとき。</u>	<u>同</u>	<u>140,000 円</u>
<u>オ</u>	<u>同</u>		
	<u>10,000 平方メートル以上 25</u>		
	<u>,000 平方メートル未満のとき</u>		
	<u>。</u>	<u>同</u>	<u>180,000 円</u>
<u>カ</u>	<u>同</u>		
	<u>25,000 平方メートル以上の</u>		
	<u>とき。</u>	<u>同</u>	<u>220,000 円</u>
(137)	建築基準法第 87 条の 2 の規		
	定により準用する同法第 7 条第		
	1 項の規定に基づく建築設備の		
	完了検査申請手数料	<u>1 件につき</u>	<u>21,000 円</u>
		<u>同</u>	<u>21,000 円</u>
			(小荷物専用
			昇降機につい
			ては、13,000
			円)
	(第 138 号省略)		
(139)	建築基準法第 7 条の 3 第 1		
	項の規定に基づく建築物の中間		
	検査申請手数料	<u>は、当該申請に</u>	
	<u>係る部分の床面積に応じ次に掲</u>		

げる額とする。

(アからサまで及び第 139 号の 2 省略)

(139) の 2 の 2 建築基準法第 18 条
第 2 項 (同法第 87 条第 1 項の規
定において準用する場合を含む
。) の規定に基づく建築物の計
画通知手数料 (省令主事適合審
査をしない場合に限る。)

当該通知に係る建築物の床
建築物の床面積
面積 (変更等及び用途の変
更に係る場合においては、
当該変更等及び用途の変更
をする部分の床面積の合計
に 0.5 を乗じて得た面積 (た
だし、建築物の計画の変
更で床面積の増加する部分
にあつては、当該増加する
部分の床面積)) を合計し
た面積に 第 134 号アか
第 134 号に規
らサまでに掲げる額
定する

(139) の 3 建築基準法第 18 条第 2
項の規定に基づく建築物の計画
通知手数料 (省令主事適合審査
をする場合に限る。)

1 件につき 当該通知に係る
建築物の床面積 (変更等に
係る場合においては、当該

変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ~~第 134 号~~^{第 134 号}アからサまでに掲げる額と省令主事適合審査をする一の建築物の床面積に応じ~~第 125 号の 3 アからオまで~~^{第 134 号の 2}に掲げる額を合計した額

（第 139 号の 4 省略）

(139) の 5 建築基準法第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物の完了通知手数料~~（省エネ適合判定等建築物に係るものを除く。）~~

当該通知に係る建築物の床面積
面積（移転等に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積）を合計した面積に応じ~~第 136 号~~^{第 136 号}ア及びイに掲げる額に規定する

(139) の 5 の 2 建築基準法第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物の

完了通知手数料（省エネ適合判定等建築物に係るものに限る。

）

1件につき当該通知に係る建築物の床面積（移転等に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積）を合計した面積に応じ第136号ア及びイに掲げる額と当該通知に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物の非住宅部分（一次エネルギー消費量の算定対象となるものに限る。）の用途及び床面積に応じ第136号の2アからカまでに掲げる額を合計した額

（第139号の6から第139号の8まで省略）

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料（同条第4項の規定による申出をする場合

に限る。) は、1 件につき同条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査（以下この号、次号及び第 139 号の 31 において「省エネ適合審査」という。）を

必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積
面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アか第 134 号に規
らさまでに掲げる額
定する

イ 構造適合審査又は省エネ適
構造適合審査を必要とする

合審査を必要とする建築物の
建築物の場合は、建築物の床
場合は、当該申出に係る建築
面積（変更等に係る場合にお
物の床面積（変更等に係る場
いは、当該変更等をする部
合においては、当該変更等を
分の床面積の合計に0.5を乗
する部分の床面積の合計に0.
じて得た面積（ただし、建築
5を乗じて得た面積（ただし
物の計画の変更で床面積の増
、建築物の計画の変更で床面
加する部分にあつては、当該
積の増加する部分にあつては
増加する部分の床面積））を
、当該増加する部分の床面積
合計した面積に応じ第134号
）を合計した面積に応じ第
に規定する額と構造適合審査
134号アからサまでに掲げる
を必要とする一の建築物の床
額と次に掲げる額のうち当該
面積（当該一の建築物のうち
建築物に係るものを合計した
、申請時に建築基準法第6条
額

の3第7項又は第18条第10項

の規定による適合判定通知書

又はその写しの提出があるも

のにあつては、当該提出に係

る一の建築物の部分の床面積

を除いた床面積）に応じ次に

掲げる額を合計した額

- (ア) 構造適合審査を必要とす
床面積の合計が1,000平方
メートル以下の場合

構造適合審査を必要とする
1棟につき 156,000円
一の建築物の床面積（当該

一の建築物のうち、申請時

に建築基準法第6条の3第

7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額

(イ) 省エネ適合審査を必要とするとき。
同 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下の場合

省エネ適合審査を必要とする建築物（申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 6 項又は第 13 条第 7 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。）1 棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第 139 号の 23 アからエまでに掲げる額

(ウ) 同 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下の場合

同 240,000 円

(エ)	同	10,000 平		
		方メートルを超え、	50,000	
		平方メートル以下の場合		同
				318,000 円
(オ)	同	50,000 平		
		方メートルを超える場合		同
		(ウ省略)		587,000 円

(139) の 10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定申請手数料（同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき同法第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床建築物の床面積
面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更

をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に 応じ第 134 号アか第 134 号に規らサまでに掲げる額 定する

イ 構造適合審査又は省エネ適
構造適合審査を必要とする
合審査を必要とする建築物の
建築物の場合
場合は、当該申出に係る建築
物の床面積（変更等に係る場
合においては、当該変更等を
する部分の床面積の合計に 0.
5 を乗じて得た面積（ただし
、建築物の計画の変更で床面
積の増加する部分にあつては
、当該増加する部分の床面積
））を合計した面積に 応じ第
134 号アからサまでに掲げる
額と次に掲げる額のうち当該
建築物に係るものを合計した
額

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積

の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ前号イに掲げる額を合計した額

(7) 構造適合審査を必要とするとき。

構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又

はその写しの提出があるもの
にあつては、当該提出に
係る一の建築物の部分の床
面積を除いた床面積）に応
じ第 125 号の 3 アからオま
でに掲げる額

(イ) 省エネ適合審査を必要と
するとき。

省エネ適合審査を必要とす
る建築物（申請時に建築物
のエネルギー消費性能の向
上に関する法律第12条第6
項又は第13条第7項の規定
による適合判定通知書又は
その写しの提出があるもの
を除く。）1棟につき当該
建築物の非住宅部分の用途
及び床面積に応じ第 139 号
の 23 アからエまでに掲げる
額

（ウ、第 139 号の 11 及び第 139 号の 11 の 2 省略）

(139) の 12 長期優良住宅の普及の
促進に関する法律第 5 条第 1 項
から第 3 項までの規定に基づく
長期優良住宅建築等計画の認定
申請手数料（住宅を新築する場

合で、かつ、同法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。)は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ第139号の11アからウまでに掲げる額と同法第6条第2項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額を同時申請住戸数で除して得た額とする。

ア 構造適合審査を必要としない

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積
面積 (変更等に係る場合
においては、当該変更等を
する部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積(ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積))を合計した面
積に応じ第134号アからサ
第134号に規定す
までに掲げる額
る

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積 (変更等
面積 (変更等
に係る場合に

においては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積）を合計した面
積に応じ~~第134号アからサ~~
~~第134号に規定す~~
~~までに掲げる~~額と構造適合
審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築
物のうち、申請時に建築基
準法第6条の3第7項又は
第18条第10項の規定による
適合判定通知書又はその写
しの提出があるものにあっ
ては、当該提出に係る一の
建築物の部分の床面積を除
いた床面積）に応じ~~第125~~
~~第139~~
~~号の3アからオまで~~
~~号の9イ~~
に掲げ
る額を合計した額

（ウ及び第139号の12の2省略）

(139) の13 長期優良住宅の普及の
促進に関する法律第8条第1項
の規定に基づく長期優良住宅建

築等計画の変更認定申請手数料

(既に長期優良住宅新築基準に適合することにより同法第5条第1項から第3項まで(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合(同法第5条第4項第6号に定める事項を変更する場合及び同法第9条第1項の規定による場合を除く。)で、かつ、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数(次号から第139号の14の2までにおいて「既認定住戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第139号の14の2までにおいて同じ。)とする。

(アからウまで省略)

(139) の13の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法第5条第1項から第3項まで(同法第8条第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合(同法第5条第4項第6号に定める事項を変更する場合及び同法第9条第1項の規定による場合を除く。)で、かつ、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を既認定住戸数で除して得た額とする。

(ア及びイ省略)

(139) の14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項

の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅新築基準に適合することにより同法第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合で、かつ、同項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ第139号の13アからウまでに掲げる額と同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額を既認定住戸数で除して得た額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積
面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.

5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に 応じ第 134 号アからサ第 134 号に規定すまでに掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床建築物の床面積（変更等面積（変更等に係る場合において、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に 応じ第 134 号アからサ第 134 号に規定すまでに掲げる額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写

しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積) に応じ 第 125 号の 3 アからオまで 第 139 号の 9 イ に掲げる額を合計した額

(ウ及び第 139 号の 14 の 2 から第 139 号の 16 まで省略)

(139) の 17 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) 第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律

第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」査機関等）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第139号の20、第139号の21、第13号の25、第139号の26、第9号の23、第139号の24、第139号の28、第139号の29及び第139号の26、第139号の27及び第139号の31に**お**いて同じ**び**第139号の29。）の場合

同

4,900円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(ア) 同時に申請を行う住戸の合計数（以下この号、次号

第 139 号の 25 及び第 139 号の 23 及び第 139 号の 26において「同時申請
号の 24
住戸数」という。) が 1 戸
のとき。

同

4,900 円

(イ) から (ケ) まで省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 省略)

(イ) 共用部分（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能
住宅の用途に
供する部分
の向上に関する法律第 11 条
第 1 項に規定する住宅部分
をいう。）のうち住戸部分
以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号及び第 139 号の 21
の 25、第 139 号の 26、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31において同

じ。)

(a から f まで省略)

(ウ) 非住宅部分 （建築物のうち(ア)及び(イ)以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の20及び第139号の21において同じ。）

(a から f まで省略)

(139) の 18 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体

について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。) は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア)及び(イ)省略)

(ウ) 非住宅部分(当該評価方法が基準省令第10条第1号建築物エネルギー消費イ(2)及びロ(2)性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第139号の29において「基準省令」という。)第8条第1号イの基準(工場等(2)及びロ(2))にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。)による評価方法(以下この号、第139号の21、第139号の26及び第139号の24及び第139号の29139号の27において「モデル建物法」という。)のものを除く。)

(a から f まで及び(エ)省略)

(139) の 19 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規

定に基づく低炭素建築物新築等
計画（同法第54条第2項の規定
による申出をする場合に限る。
）の認定申請手数料は、1件に
つき認定の対象範囲及び申請に
係る住戸の数又は床面積に応じ
前2号に掲げる額と同項の規定
による申出に係る建築物又は建
築設備に応じ次に掲げる額を合
計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな
い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積
面積（変更等に係る場合に
おいては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積））を合計した面
積に応じ 第134号アからサ
第134号に規定す
までに掲げる額
る

イ 構造適合審査を必要とする
建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積（変更等
面積（変更等に係る場合に

においては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積）を合計した面
積に応じ~~第134号アからサ~~
~~第134号に規定す~~
~~までに掲げる~~額と構造適合
審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築
物のうち、申請時に建築基
準法第6条の3第7項又は
第18条第10項の規定による
適合判定通知書又はその写
しの提出があるものにあっ
ては、当該提出に係る一の
建築物の部分の床面積を除
いた床面積）に応じ~~第125~~
~~第139~~
~~号の3アからオまで~~
~~号の9イ~~に掲げ
る額を合計した額

（ウ省略）

(139) の20 都市の低炭素化の促進
に関する法律第55条第1項の規
定に基づく低炭素建築物新築等

計画（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の変更認定申請手数料（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（アからウまで省略）

- (139) の21 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号に掲

げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等調査機関等による審査を受けたものを除く。（当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア及びイ省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

（ア）及び（イ）省略）

（ウ） 非住宅部分（既にモデル建物法以外の評価方法によ

り当該認定を受けた部分で
根本的な変更を伴わないと
当該申請における評価方法
認められるもの
がモデル建物法以外のもの
に限る。)

(a から f まで省略)

(エ) 非住宅部分 (既にモデル
建物法により当該認定を受
けた部分で 根本的な変更を
伴わないと認められるもの
の評価方法がモデル建物法
のものに限る。)

(a から f まで及び(オ)省略)

(139) の 22 都市の低炭素化の促進
に関する法律第55条第1項の規
定に基づく低炭素建築物新築等
計画 (同条第2項において準用
する同法第54条第2項の規定に
よる申出をする場合に限る。)
の変更認定申請手数料は、1件
につき認定の対象範囲及び申請
に係る住戸の数又は床面積に応
じ前2号に掲げる額と同項の規
定による申出に係る建築物又は
建築設備に応じ次に掲げる額を
合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな

い 建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積
面積（変更等に係る場合に
おいては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積））を合計した面
積に応じ第134号アからサ
第134号に規定す
までに掲げる額
る

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積（変更等
面積（変更等に係る場合に
おいては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積））を合計した面
積に応じ第134号アからサ
第134号に規定す
までに掲げる額と構造適合
審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築

物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積) に応じ~~第125号~~^{第139号}の3アからオまでに掲げる額を合計した額

(ウ省略)

(139) の 23 省エネ適合判定の判定

手数料は、1件につき当該判定に係る建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められる場合であつて、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法以外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のと

<u>き。</u>	<u>530,000 円</u>
(イ) <u>同</u>	
<u>5,000 平方メートル以上</u>	
<u>10,000 平方メートル未満の</u>	
<u>とき。</u>	<u>650,000 円</u>
(ウ) <u>同</u>	
<u>10,000 平方メートル以</u>	
<u>上 25,000 平方メートル未満</u>	
<u>のとき。</u>	<u>770,000 円</u>
(エ) <u>同</u>	
<u>25,000 平方メートル以</u>	
<u>上のとき。</u>	<u>870,000 円</u>
イ <u>非住宅部分の全部又は一部</u>	
<u>を工場等の用途以外の用途に</u>	
<u>供すると認められる場合であ</u>	
<u>って、その評価方法が基準省</u>	
<u>令第1条第1項第1号口の基</u>	
<u>準による評価方法の場合</u>	
(ア) <u>非住宅部分の床面積の合</u>	
<u>計が2,000平方メートル以上</u>	
<u>5,000平方メートル未満のと</u>	
<u>き。</u>	<u>240,000 円</u>
(イ) <u>同</u>	
<u>5,000平方メートル以上</u>	
<u>10,000平方メートル未満の</u>	

<u>とき。</u>	<u>310,000 円</u>
(ウ) <u>同</u>	
<u>10,000 平方メートル以</u> <u>上 25,000 平方メートル未満</u> <u>のとき。</u>	<u>370,000 円</u>
(エ) <u>同</u>	
<u>25,000 平方メートル以</u> <u>上のとき。</u>	<u>440,000 円</u>
ウ <u>非住宅部分の全部を工場等</u> <u>の用途に供すると認められる</u> <u>場合であって、その評価方法</u> <u>が基準省令第1条第1項第1</u> <u>号口の基準による評価方法以</u> <u>外の場合</u>	
(ア) <u>非住宅部分の床面積の合</u> <u>計が2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満のと</u> <u>き。</u>	<u>100,000 円</u>
(イ) <u>同</u>	
<u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満の</u> <u>とき。</u>	<u>150,000 円</u>
(ウ) <u>同</u>	
<u>10,000平方メートル以</u> <u>上 25,000平方メートル未満</u>	

	<u>のとき。</u>	<u>190,000 円</u>
(エ)	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メートル以</u>	
	<u>上のとき。</u>	<u>230,000 円</u>
エ	<u>非住宅部分の全部を工場等</u>	
	<u>の用途に供すると認められる</u>	
	<u>場合であって、その評価方法</u>	
	<u>が基準省令第1条第1項第1</u>	
	<u>号口の基準による評価方法の</u>	
	<u>場合</u>	
(ア)	<u>非住宅部分の床面積の合</u>	
	<u>計が2,000平方メートル以上</u>	
	<u>5,000平方メートル未満のと</u>	
	<u>き。</u>	<u>95,000 円</u>
(イ)	<u>同</u>	
	<u>5,000平方メートル以上</u>	
	<u>10,000平方メートル未満の</u>	
	<u>とき。</u>	<u>140,000 円</u>
(ウ)	<u>同</u>	
	<u>10,000平方メートル以</u>	
	<u>上25,000平方メートル未満</u>	
	<u>のとき。</u>	<u>180,000 円</u>
(エ)	<u>同</u>	
	<u>25,000平方メートル以</u>	
	<u>上のとき。</u>	<u>220,000 円</u>

(139) の 24 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律施行
規則（平成28年国土交通省令第
5号）第11条の規定に基づく軽
微な変更（当該変更がエネルギ
ー消費性能（建築物のエネルギ
ー消費性能の向上に関する法律
第2条第2号に規定するエネル
ギー消費性能をいう。）を向上
させる変更である場合を除く。

）に関する証明書の交付申請手
数料は、1件につき当該証明に
係る建築物の非住宅部分の用途
及び床面積に応じ次に掲げる額
とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部
を工場等の用途以外の用途に
供すると認められる場合であ
って、その評価方法が基準省
令第1条第1項第1号口の基
準による評価方法以外の場合

(7) 非住宅部分の床面積の合
計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のと
き。

265,000円

- (イ) 同
5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満の
とき。 325,000円
- (ウ) 同
10,000平方メートル以
上25,000平方メートル未満
のとき。 385,000円
- (エ) 同
25,000平方メートル以
上のとき。 435,000円
- イ 非住宅部分の全部又は一部
を工場等の用途以外の用途に
供すると認められる場合であ
って、その評価方法が基準省
令第1条第1項第1号口の基
準による評価方法の場合
- (ア) 非住宅部分の床面積の合
計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のと
き。 120,000円
- (イ) 同
5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満の
とき。 155,000円

(ウ) 同

10,000 平方メートル以
上 25,000 平方メートル未満
のとき。

185,000 円

(エ) 同

25,000 平方メートル以
上のとき。

220,000 円

ウ 非住宅部分の全部を工場等
の用途に供すると認められる
場合であって、その評価方法
が基準省令第1条第1項第1
号口の基準による評価方法以
外の場合

(ア) 非住宅部分の床面積の合
計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のと
き。

50,000 円

(イ) 同

5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満の
とき。

75,000 円

(ウ) 同

10,000平方メートル以
上 25,000平方メートル未満
のとき。

95,000 円

(エ) 同

25,000 平方メートル以上のとき。115,000 円エ 非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法の場合(ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。47,500 円

(イ) 同

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。70,000 円

(ウ) 同

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。90,000 円

(エ) 同

25,000平方メートル以上のとき。110,000 円

(139) の 25 建築物のエネルギー消
(139) の 23

費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能登録建築物調査機関等判定機関等による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア省略）

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分

（居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分（以下この号において「住宅部分」という。）

）以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の26、第139号の27及び第139号の

(139) の 26 建築物のエネルギー消
(139) の 24

費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費登録建築物調査機関等性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（アからウまで省略）

(139) の 27 建築物のエネルギー消
(139) の 25

費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をする場合に限り。）の認定申請手数料は、1件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前2号に掲げる額と同項の規定による

申出に係る建築物又は建築設備
に応じ次に掲げる額を合計した
額とする。

ア 構造適合審査を必要としな
い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積
面積（変更等に係る場合に
おいては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積））を合計した面
積に応じ第134号アからサ
第134号に規定す
までに掲げる額
る

イ 構造適合審査を必要とする
建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積（変更等
面積（変更等に係る場合に
おいては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積））を合計した面

積に応じ~~第 134 号アからサ~~
~~第 134 号に規定す~~
~~までに掲げる~~額と構造適合
る
審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築
物のうち、申請時に建築基
準法第6条の3第7項又は
第18条第10項の規定による
適合判定通知書又はその写
しの提出があるものにあっ
ては、当該提出に係る一の
建築物の部分の床面積を除
いた床面積）に応じ~~第 125~~
~~第 139~~
~~号の3アからオまで~~に掲げ
~~号の9イ~~
る額を合計した額

（ウ省略）

~~(139) の 28~~ 建築物のエネルギー消
~~(139) の 26~~
費性能の向上に関する法律第31
条第1項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同条第2項において準用する同
法第30条第2項の規定による申
出をしない場合で、かつ、同法
第31条第2項において準用する
同法第30条第1項各号に掲げる
基準に適合していることについ

て、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

による審査を受けたものに限る。）

の変更認定申請手数料（当該計画の工事の着手予定時期又は完了

予定時期のみを変更する場合

を除く。）は、認定の対象範囲

及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする

。

（ア省略）

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

の住戸部分及び非住宅部分

又はそのいずれかの場合（当該建築物の全体について当該

申請をしないものに限る。）

は、1件につき次に掲げる額

のうち当該申請に係るものを

合計した額

合計した額

（ア省略）

（イ）（ア）以外の住戸部分（当該

申請において変更する部分

に限る。）

当該住戸部分の住戸の数に

応じ第139号の25イ（ア）に掲

げる額

(ウ)省略)

(エ) (ウ)以外の非住宅部分

当該部分の床面積に応じて
第 139 号の 25 イ(イ)
第 139 号の 23 イ(イ)に掲げる
額

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

(ア)から(ウ)まで省略)

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分及び非住宅部分

これらの部分について第 13
第 13
9 号の 25 ウ
9 号の 23 ウの規定により算出した額

(139) の 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（(139) の 27 同条第2項において準用する同

法第30条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同法第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。)の変更認定申請手数料(当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。)は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合(当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。)

は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア)省略)

(イ) (ア)以外の住戸部分(当該

申請において変更する部分
に限る。)

当該住戸部分の住戸の数に
応じ 第 139 号の 26 イ(ア)
第 139 号の 24 イ(ア) に掲
げる額

(ウ) 非住宅部分（既にモデル
建物法以外の評価方法によ
り当該認定を受けた部分で
根本的な変更を伴わないと
当該申請における評価方法
認められるもの
がモデル建物法以外のもの
に限る。)

(a から f まで省略)

(エ) 非住宅部分（既にモデル
建物法により当該認定を受
けた部分で 根本的な変更を
当該申請におけ
伴わないと認められるもの
の評価方法がモデル建物法
のものに限る。)

(a から f まで省略)

(オ) (ウ)及び(エ)以外の非住宅部
分

当該部分の評価方法及び床
面積に応じ 第 139 号の 26 イ
第 139 号の 24 イ
(イ)又は(ウ) に掲げる額
(イ)又は(ウ)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築
物の場合（当該建築物の全体
について当該申請をする場合
に限り、同時に住戸部分及び

非住宅部分について当該申請
をする場合を含む。) は、1
件につき次に掲げる額のうち
当該建築物（当該申請におい
て変更しない部分を含む。）
に係るものを合計した額

(ア)及び(イ)省略)

(ウ) 非住宅部分（既にモデル
建物法以外の評価方法によ
り当該認定を受けた部分で
根本的な変更を伴わないと
当該申請における評価方法
認められるもの
がモデル建物法以外のもの
に限る。）

当該部分の床面積に応じイ
(ウ)に掲げる額

(エ) 非住宅部分（既にモデル
建物法により当該認定を受
けた部分で 根本的な変更を
当該申請におけ
伴わないと認められるもの
の評価方法がモデル建物法
のものに限る。）

当該部分の床面積に応じイ
(エ)に掲げる額

(オ) (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)以外の
住戸部分、共用部分及び非
住宅部分

これらの部分について 第13
第13
9号の26ウ
9号の24ウの規定により算
出した額

(139) の 30 建築物のエネルギー消
(139) の 28

費性能の向上に関する法律第31
条第1項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同条第2項において準用する同
法第30条第2項の規定による申
出をする場合に限り。）の変更
認定申請手数料は、1件につき
認定の対象範囲及び申請に係る
住戸の数又は床面積に依り前2
号に掲げる額と同項の規定によ
る申出に係る建築物又は建築設
備に依り次に掲げる額を合計し
た額とする。

ア 構造適合審査を必要としな
い建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積
面積（変更等に係る場合に
おいては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.
5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で
床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分
の床面積））を合計した面
積に依り第134号アからサ
第134号に規定す

までに掲げる額
る

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

当該申出に係る建築物の床
建築物の床面積（変更等
面積（変更等に係る場合に

においては、当該変更等をす
る部分の床面積の合計に0.

5を乗じて得た面積（ただ
し、建築物の計画の変更で

床面積の増加する部分にあ
っては、当該増加する部分

の床面積))を合計した面
積に応じ

第134号アからサ
第134号に規定す
までに掲げる額と構造適合

審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築

物のうち、申請時に建築基
準法第6条の3第7項又は

第18条第10項の規定による
適合判定通知書又はその写

しの提出があるものにあっ
ては、当該提出に係る一の

建築物の部分の床面積を除
いた床面積)に応じ

第125
第139
号の3アからオまで
号の9イに掲げ

る額を合計した額

(ウ省略)

(139) の 31 建築物のエネルギー消
(139) の 29
費性能の向上に関する法律第36
条第1項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能に係る認定
申請手数料は、当該建築物につ
当該建築物が同
いて省エネ適合審査を必要とす
法第2条第3号に規定する建築
る
物エネルギー消費性能基準に適
合しているかどうかの審査をす
る必要がある場合に限り、認定
の対象となる建築物及び申請に
係る住戸の数又は床面積に応じ
次に掲げる額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 32 (本文省略)
(139) の 30
(139) の 33 (本文省略)
(139) の 31

(第140号から第161号まで省略)

(162) 火薬類取締法(昭和25年法
律第149号)第3条の規定に基
づく火薬類の製造の許可申請手
数料 1件につき 220,000円

(163) 火薬類取締法第5条の規定
に基づく火薬類の販売営業の許
可申請手数料

ア 競技用紙雷管のみの販売営

	<u>業の許可の申請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>25,000 円</u>
	<u>イ その他の販売営業の許可の申請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>110,000 円</u>
(164)	<u>火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置若しくは移転又は構造若しくは設備の変更の許可申請手数料</u>		
	<u>ア 火薬庫の設置又は移転の許可の申請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>73,000 円</u>
	<u>イ 火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>8,300 円</u>
(165)	<u>火薬類取締法第15条第1項の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査申請手数料</u>	<u>同</u>	<u>41,000 円</u>
(166)	<u>火薬類取締法第15条第2項の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の変更工事の完成検査申請手数料</u>		
	<u>ア 火薬類の製造施設の位置、構造又は設備の変更の工事の完成検査の申請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>41,000 円</u>
	<u>イ 火薬庫の構造又は設備の変更の工事の完成検査の申請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>

<u>(167) 火薬類取締法第17条第1項</u>		
<u>の規定に基づく火薬類の譲渡し</u>		
<u>又は譲受けの許可申請手数料</u>		
<u>ア 火薬類の譲渡しの許可の申</u>		
<u>請をする場合</u>	<u>同</u>	<u>1,200円</u>
<u>イ 火薬類の譲受けの許可の申</u>		
<u>請をする場合</u>		
<u>(7) 火工品（火薬類取締法第</u>		
<u>2条第1項第3号に規定す</u>		
<u>る火工品をいう。以下この</u>		
<u>号において同じ。）のみの</u>		
<u>譲受けの許可の申請をする</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>2,400円</u>
<u>(1) その他の譲受けの許可の</u>		
<u>申請をする場合</u>		
<u>a 許可申請に係る火薬類</u>		
<u>（火工品を除く。）の数</u>		
<u>量が25キログラム以下の</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>3,500円</u>
<u>b その他の場合</u>	<u>同</u>	<u>6,900円</u>
<u>(168) 火薬類取締法第24条第1項</u>		
<u>の規定に基づく火薬類の輸入の</u>		
<u>許可申請手数料</u>		
<u>ア 許可申請に係る火薬及び爆</u>		
<u>薬の数量が25キログラム以下</u>		

	<u>の場合</u>	<u>同</u>	<u>12,000 円</u>
	<u>イ その他の場合</u>	<u>同</u>	<u>25,000 円</u>
<u>(169)</u>	<u>火薬類取締法第25条第1項</u> <u>の規定に基づく煙火の消費の許</u> <u>可申請手数料</u>	<u>同</u>	<u>7,900 円</u>
<u>(170)</u>	<u>火薬類取締法第35条第1項</u> <u>の規定に基づく特定施設又は火</u> <u>薬庫の保安検査申請手数料</u>	<u>同</u>	<u>41,000 円</u>
<u>(171)</u> <u>(162)</u>	その他諸証明手数料	<u>同</u>	300 円
<u>(172)</u> <u>(163)</u>	(本文省略)	<u>1 件につき</u>	